

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年9月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200039 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200029 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を6万7,000円、請求期間②の標準賞与額を7万1,000円、請求期間③の標準賞与額を6万7,000円、請求期間④の標準賞与額を7万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月28日

③ 平成28年7月27日

④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与支給明細書はないが、請求期間③及び④の預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は6万7,000円、請求期間②は7万1,000円、請求期間③は6万7,000円、請求期間④は7万1,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見

合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北（受）第 2200046 号

厚生局事案番号 : 東北（厚）第 2200030 号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として請求期間①は38万円、請求期間②は5万円及び請求期間③は43万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年12月14日

② 平成31年4月25日

③ 令和元年8月2日

私は、A社から請求期間①、②及び③の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び③の賞与に係る給料台帳、請求期間②の賞与に係る給料台帳及び平成31年4月分の給与に係る給料台帳により、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主から賞与の支払を受け、請求期間①は38万円、請求期間②は5万円、請求期間③は43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り

得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができますない旨規定されているところ、事業主は、請求者がA社における社会保険事務担当者である旨回答している上、請求者も自身が社会保険事務担当者である旨陳述している。

しかしながら、決算業務等の委託先である税理士法人は、当該法人の担当者と請求者の間でコミュニケーションを取りながら業務を行っていた旨陳述しており、また、令和3年8月の決算後に同法人から預かり金勘定残高が多額になっているとの指摘を受けて確認したことにより平成30年12月から令和3年8月までに支払われた賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出を失念していたことに初めて気がついた旨請求者が陳述している点について、通常、決算業務の過程で疑義が生じた場合には、賞与支払届の提出等について確認及び指摘をすることとなるが、同法人の前担当者による確認不足があつたのではないかと陳述している。請求者が同法人による確認等に依拠しながら業務を行っていたこのような事情に鑑みると、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和4年4月22日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200060 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200031 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を40万4,000円、請求期間②の標準賞与額を39万3,000円、請求期間③の標準賞与額を42万4,000円、請求期間④の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。預金通帳並びに請求期間③及び④の賞与支給明細書を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は40万4,000円、請求期間②は39万3,000円、請求期間③は42万4,000円、請求期間④は40万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200049 号

厚生局事案番号 : 東北(国) 第 2200002 号

第1 結論

平成6年5月から平成9年2月までの請求期間、平成14年4月から平成15年6月までの請求期間、平成17年7月から平成21年6月までの請求期間及び平成22年7月から平成24年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成6年5月から平成9年2月まで
② 平成14年4月から平成15年6月まで
③ 平成17年7月から平成21年6月まで
④ 平成22年7月から平成24年6月まで

請求期間①から④までの各期間は、国民年金保険料が未納と記録されているが、私は、毎年、自宅を訪問してくれたA市役所職員に対して、国民年金保険料の免除手続を行っていたので、全額免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの各期間について、自宅を訪問してくれたA市役所職員に対して、具体的な時期は記憶していないものの毎年国民年金保険料の免除手続を行っていた旨陳述しているところ、A市は、請求期間①において、国民年金制度の周知及び普及推進とともに、国民年金保険料の収納、国民年金保険料免除申請書（以下「免除申請書」という。）の受付等を行う国民年金推進員が在籍し、当市役所職員が国民年金推進員と一緒に国民年金被保険者の自宅を訪問することはあったものの、当市役所職員あるいは国民年金推進員が請求者の自宅を訪問して免除手続を行っていたか否かについては、保存期間経過により資料がなく不明である旨回答していることから、請求期間①において、A市役所職員が請求者の自宅を訪問し免除手続を行ったか否かは確認できないが、平成14年4月以降について、A

市は、国民年金保険料の収納事務等は社会保険事務所（平成 22 年 1 月からは年金事務所）が行うこととなったため、請求期間②、③及び④の各期間において、当市役所職員あるいは国民年金推進員が、国民年金被保険者の自宅を訪問することは考えられない旨回答していることから、A 市役所職員が請求者の自宅を訪問し免除手続を行ったとする請求者の主張と相違している。

また、A 市は、平成 14 年 4 月以降の国民年金保険料の収納事務等は社会保険事務所が行うこととなった旨回答しているところ、日本年金機構 B 年金事務所は、請求期間②、③及び④の各期間に請求者が免除手続を行ったとする資料はなく不明である旨回答していることから、請求期間②、③及び④の各期間において、請求者が免除手続を行ったか否かは確認できない。

さらに、A 市は、請求者の請求期間①及び②に係る免除申請書を受付した場合に記載する国民年金関係書類受付処理簿等の資料は保存期間経過により廃棄しており、また、年金情報のシステム化後の請求期間③及び④についても、当該システムで免除申請書の受付記録は確認できない旨回答しており、日本年金機構は、請求期間①及び②の国民年金保険料の免除申請に関する資料は保存期間経過のため保存しておらず、現存している平成 16 年度以降の免除申請書を確認したが、請求者に係る請求期間③及び④の免除申請書は確認できない旨回答していることから、請求者が請求期間①から④までの各期間に係る免除申請を行ったことは確認できない。

加えて、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、その承認又は却下の決定は社会保険事務所において行われ、その決定内容を国民年金保険料免除承認通知書等により、被保険者に通知する取扱いとなっているところ、請求者は、請求期間①から④までの各期間に係る当該通知書を所持していないため、請求者が請求期間①から④までの各期間において、国民年金保険料の免除が承認されていたとする事情も見当たらない。

また、A 市役所税務課の担当者は、当市における住民税課税資料の保存期間は 5 年間である旨陳述していることから、所得情報等の資料はないため、請求者が請求期間①から④までの各期間において、請求者の国民年金保険料が全額免除され得る状況にあったか否かを確認することができない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200057 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200032 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 5 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 4 日まで

私は、請求期間に A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がない。

勤務していたのは確かなので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、A 社において請求期間の一部である平成 5 年 7 月 5 日に資格を取得し平成 6 年 6 月 4 日に離職していることが確認でき、また、請求者に係る雇用保険の支給台帳全記録照会の記録によると、請求者は、同社を同日に離職した後、職業安定所に対して同年 8 月 22 日に求職の申込みを行い、基本手当の受給資格が同日に決定され平成 7 年 2 月 26 日まで基本手当が支給されていることが確認できることから、請求期間のうち平成 6 年 6 月 5 日から平成 7 年 2 月 26 日までの期間は同社に勤務していたとは考え難い。

また、A 社は、請求者に係る請求期間の資料は保存期限経過及び災害の影響で消失したため保存していない旨回答していることから、請求者に係る請求期間における勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、オンライン記録により請求期間に A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、住所が B 県内であることが確認できる者又は住所変更履歴に同県内の住所が確認できる者に対し文書照会を行ったが、請求者の具体的な勤務期間、勤務実態及び同社における請求期間当時の厚生年金保険に係る加入の取扱

いについて記憶する者はいなかった。

加えて、請求者に係る戸籍の附票の除票及び改製原戸籍の附票により、請求期間当時の住所地として確認できるC市に対し、請求者の平成5年から平成7年までの住民税課税資料の保存状況について照会したところ、同市は、当該期間に係る請求者のデータは保存期限が経過しているため保存していない旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚生年金保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。